

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と大分県は、令和3年6月23日付で、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び大分県が共同して監査を実施した結果、元開設者及び元施術管理者である下記柔道整復師が、出頭を求められてこれに応じず、検査を拒み忌避したことによるものです。（不正請求疑い金額 約116万7千円）

記

1. 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏 名 溝部 晋太郎（みぞべ しんたろう）37歳
施術所名称 みぞべ鍼灸整骨院
施術所所在地 大分県速見郡日出町大字大神1291-9
元開設者 株式会社 MZB
代表取締役 溝部 晋太郎（みぞべ しんたろう）

2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和3年6月23日

〔当該柔道整復師及び当該元開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

※ 上記1の施術所は、令和2年2月14日付で施術所を廃止していることから中止相当としている。

3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添1別紙「受領委任の取扱規程」第2章14の(1)

〔平成22年5月24日付保発0524第2号 厚生労働省保険局長通知（最終改正：平成30年5月24日付保発0524第2号通知）〕

4. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

(1) 九州厚生局及び大分県が、みぞべ鍼灸整骨院の元開設者及び元施術管理者である溝部晋太郎柔道整復師（以下、「溝部柔整師」という。）に対して、監査への出頭を求めたにもかかわらずこれに応じず、検査を拒み忌避したため。

(2) 監査への出頭拒否について

令和2年2月18日、同月19日、同年10月30日、同年12月7日及び令和3年4月21日を実施日とする監査実施通知を発出したところ、監査当日に溝部柔整師が出頭しなかった。

監査実施通知には「正当な理由なく監査を欠席した場合は、受領委任の取扱いの中止相当措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。」と明記していたにもかかわらず、溝部柔整師は令和2年10月30日以降3回にわたり、正当な理由なく監査への出頭を拒否していることから、今後も監査への出頭の意味がないものと判断した。

(3) 出頭拒否となった監査において確認を予定していたもの

〔平成30年9月～令和元年12月〕

不正請求の疑い 41名分 支給申請書 297件 1,166,849円

- ① 柔道整復師の資格を有しない者が行った施術について、療養費を不正に請求していた疑い。
- ② 実際には療養費の支給対象となる負傷ではないにもかかわらず、療養費の支給対象となるよう偽った負傷名や負傷原因を付して施術録に記載（入力を含む。）し、当該負傷に関し施術を行ったとして療養費を不正に請求していた疑い。
- ③ 実際には行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた疑い。

5. 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和元年6月、患者から九州厚生局大分事務所に対し、みぞべ鍼灸整骨院について、溝部柔整師に会ったことがない、誰が柔道整復師か鍼灸師か分からずに施術を受けた、患者紹介による割引など不当な勧誘が行われているとの情報提供があった。
- (2) 保険者が文書による患者調査を実施したところ、施術担当者を記載する欄に溝部柔整師の氏名を記載した患者は皆無（0名）であり、その他の従事者と思われる者の氏名を記載した患者が63名であったことから、不適切な請求が行われている疑義が生じたため、個別指導を実施することとした。
- (3) 令和元年11月、個別指導を実施したところ、溝部柔整師は、当該施術所における問診や柔道整復施術は全て自分が行っていると、保険者が実施した患者調査に対する患者の回答と相違する内容を述べたことから、個別指導を中断した。
- (4) 令和元年12月、患者調査を実施したところ、柔道整復師以外から施術を受けたことがあると回答した患者が14名、療養費の対象ではない慢性の腰痛等の疾患で施術を受けたと回答した患者が6名認められた。
- (5) 令和2年1月、個別指導を再開したところ、溝部柔整師は、患者が多い時など

には鍼灸師に施術を任せたこともあった、患者から指名を受けた鍼灸師が患者に施術を行っていたことは知っていた、当該施術所を不在にすることがあったと述べ、一部の患者について支給対象とはならない慢性症状への施術にかかる請求を行っていたことを認めたことから、当該施術所における療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであることが強く疑われたため、監査を実施することとした。

- (6) 令和2年2月14日、溝部柔整師から同日付けで当該施術所を廃止したとして、受領委任の取扱いの辞退に係る届出が提出された。
- (7) 監査実施中の令和2年2月から3月に患者調査を実施したところ、電気治療を受けたことがないと回答した患者が1名、柔道整復師の資格を有しない者から施術を受けたことがあると回答した患者が2名、療養費の対象ではない慢性の腰痛等の疾患で施術を受けたと回答した患者が15名認められた。

(参 考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- 保険者等からの委任を受けた地方厚生(支)局長及び都道府県知事と柔道整復師が契約を結び、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求できる取扱いのことです。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- 受領委任の取扱いを行う柔道整復師に対する行政上の措置。当該措置を受けると、当該柔道整復師及び当該柔道整復師が勤務する施術所の開設者が開設する施術所は、原則として5年間、新たな受領委任の取扱いを受けることができません。

中止相当とは、既に受領委任の取扱いを辞退している、又は施術所が廃止されている等のため行政措置を行えない場合に行われる取扱いで、中止措置と同様、原則として5年間、受領委任の取扱いを受けることができません。